

【感染症の登園基準】

- ・感染症またはその疑いがある時は、医師の指示に従い、全快するまでは登園させないよう to してください
- ・登園時は、北名古屋市感染症治癒証明書を提出ください（下記の表参照）

	病 名	登 園 の 基 準
1	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまでインフルエンザの治癒証明書の提出は不要
2	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで 新型コロナウイルス感染症の治癒証明書の提出は不要
3	百日せき	特有のせきが消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
4	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
5	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
6	風疹	発疹が消失するまで
7	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が、かさぶたになるまで
8	咽頭結膜熱	主な症状（発熱・咽頭炎・結膜炎）が消退した後 2 日経過するまで
9	結核	医師の許可ができるまで
10	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

◎他に腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、溶連菌感染症、ウイルス性肺炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、RSウイルス感染症、突発性発疹、带状疱疹等があります。  
その他、集団感染の恐れがある場合、保育の自粛をする場合があります。

※症状により学校医、その他医師において伝染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。